

地域医療確保修学資金等貸与事業

1 事業概要及び定員について

地域医療等に従事する明確な意思を持った学生に対して、知事の指定する地域・分野で勤務することを返還免除要件とする奨学金制度を設定することで、医師不足の深刻な地域・分野に従事する医師の増加を図る（緊急臨時的に認められた医学部入学定員増、増員期間は平成31年度まで）。

定員	15名		
	内訳)	大阪市立大学医学部	5名
		大阪医科大学	2名
		関西医科大学	5名
		近畿大学医学部	3名

貸与金額	720万円（年額1,200,000円×6年間）
貸与利息	年率10%
返還免除の条件	<p>(1)卒業後、1年6月以内に医師免許を取得すること。</p> <p>(2)卒業後（又は医師国家試験合格後）、引き続き9年間（臨床研修期間を含む。）、府内の病院に勤務すること。ただし、そのうち5年間は、次の①から④までのいずれかに従事すること。</p> <p>① 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人（産）科及び小児（新生児）科における診療業務</p> <p>② 救急病院等を定める省令により告示された救急病院のうち小児科を協力科として標榜する病院における小児科の診療業務</p> <p>③ 救命救急センターにおける診療業務</p> <p>④ 人口当たりの病院従事医師数が府全体の数値を下回る二次医療圏に所在する公立病院等における診療業務</p>

2 貸与学生数

大学名	定員	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生	合計
大阪市立大学	5	1	2	2	2	6	5	18
大阪医科大学	2	—	—	—	—	2	2	4
関西医科大学	5	—	—	—	—	5	5	10
近畿大学	3	1	2	2	3	3	3	14
合計	15	2	4	4	5	16	15	46

注 平成28年度当初の学生数

3 実績

平成28年度から、3名が臨床研修を開始した。

4 平成30年度以降の地域医療確保修学資金等貸与事業における対象者の限定について

大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業は地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているところ。

この度、厚生労働省医政局からの通知により、地域医療介護総合確保基金を利用する場合は、「都道府県内出身者に限ること」との方針が示された。「都道府県出身者」の取扱いについては、国の動向等を踏まえて今後検討予定。

(参考)他奨学金の出願都道府県の取扱い

①②③のいずれか一つを出願都道府県とする。

①入学志願者の出身高等学校若しくは中等教育学校の所在する都道府県

②入学志願者の現住所地の所在する都道府県

ただし、現住所地が3年前以前から引き続き同一都道府県にある場合に限る。

なお、①と同一の都道府県の場合は、出願地は①とする。

③入学志願者の保護者の現住所地の所在する都道府県

この場合の保護者とは父母とする。ただし、父母が居ない場合は祖父母等とする。また、保護者のいずれかが単身赴任等により現住所地が異なる場合には、いずれの現住所地を選択してもよい。

ただし、保護者の現住所地は、3年前以前から引き続き、同一都道府県にある場合に限る。

なお、①と同一の都道府県の場合は、出願地は①とする。